

## 第 44 回全国豊かな海づくり大会 ～美し国みえ大会～ 協賛要領

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、第 44 回全国豊かな海づくり大会～美し国みえ大会～（以下「大会」という。）の基本理念に賛同する企業や団体、個人（以下「企業等」という。）が、大会及び関連行事（以下「大会行事」という。）に協賛する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (協賛)

第 2 条 この要領において協賛とは、企業等が第 44 回全国豊かな海づくり大会三重県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 大会の気運醸成、広報・準備・運営等に要する金銭（以下「協賛金」という。）の提供
  - (2) 大会の気運醸成、広報・準備・運営等に要する物品（以下「協賛品」という。）の提供
  - (3) 大会と関連した行事等における大会の広報及び気運醸成に向けた PR 活動（以下「広報等」という。）への協力
- 2 協賛金の提供については、原則として、1 口 5 万円以上する。
- 3 協賛品及び広報等への協力の内容については、協賛を申し込もうとする企業等（以下「申込者」という。）と実行委員会が協議し、決定する。

### (協賛の募集期間)

第 3 条 協賛の募集期間は、令和 7 年 5 月 1 2 日から令和 7 年 9 月 3 0 日までとする。

### (協賛の申込み等)

第 4 条 申込者は、協賛金申込書（様式第 1 - 1 号）または協賛（物品・広報等）申込書（様式第 1 - 2 号）を実行委員会に提出するものとする。

2 実行委員会は、協賛の申込みがあったときには、第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、速やかに受理するとともに、申込者に対し協賛申込通知書（様式第 2 号）により受理した旨を通知するものとする。

### (協賛金の納付等)

第 5 条 協賛金の申込者は、前条第 2 項の規定による通知を受けたときは、原則として、実行委員会が指定する金融機関の口座への振込みの方法により、令和 7 年

9月30日までに協賛金の全額を一括して納付するものとする。

- 2 協賛金の領収書は、金融機関が発行する振込金受領書等で代えるものとする。ただし、実行委員会は、協賛金の申込者の希望により、領収書（様式第3-1号）を発行することができるものとする。

（協賛品の納入等）

第6条 協賛品の申込者は、第4条第2項の規定による通知を受けたときは、原則として、実行委員会が指定する方法により、協賛品を納入するものとする。

- 2 実行委員会は、協賛品の申込者の希望により、受納書（様式第3-2号）を発行することができるものとする。

（広報等の取扱い）

第7条 広報等の申込者は、原則として、協賛内容の詳細について、事前に実行委員会と協議するものとする。

- 2 広報等の申込者は、前項の協賛の実施後、実行委員会に実績を報告するものとする。

（協賛の記録）

第8条 実行委員会は、協賛金の受領を確認した場合は、速やかに協賛金受領台帳（様式第4-1号）に記載するものとする。

- 2 実行委員会は、協賛品の納入を確認した場合は、速やかに協賛品受領台帳（様式第4-2号）に記載するものとする。

（協賛特典）

第9条 協賛を行った企業等（以下「協賛者」という。）のうち、協賛金の提供を行った者への特典は、別表のとおりとする。

- 2 協賛者のうち、協賛品の提供を行った者への特典は、実行委員会が協賛内容から換算した金額に応じ、協賛金に準じた特典とする。
- 3 企業等が複数回に分けて協賛を行った場合は、その合計金額に応じた特典とする。
- 4 実行委員会は、第1項、第2項で規定する特典以外に、必要に応じて協賛者への特典を追加することができる。
- 5 協賛者は、提供された特典を第三者に移転または譲渡してはならない。

（協賛金の使途）

第10条 協賛金は、その全てを次の各号に掲げる経費に充てる。

- (1) 大会の気運醸成のために要する経費
- (2) 大会を県民に周知するために要する経費
- (3) 大会の開催準備に要する経費
- (4) 大会行事の参加者への配布物等のおもてなしに要する経費
- (5) その他大会の開催について付随する経費

(協賛金申込書及び協賛品申込書の不受理等)

第 11 条 実行委員会は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該申込書を受理しないものとし、申込者にその旨を通知するものとする。

- (1) 大会の品位を傷つけ、または正しい理解を妨げる恐れのある者
- (2) 法令又は公序良俗に反する者
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体の活動のために、協賛による特典若しくは協賛の事実を利用する場合、またはそのおそれがあるとき
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の構成員が支配し、若しくは関与し、またはそのおそれがあるとき
- (5) その他実行委員会が不相当と認めたとき

2 実行委員会は、協賛者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は該当することが判明した場合は、協賛を取り消し、当該協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、受領済みの協賛金等を返戻する。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、協賛の取扱いに必要な事項は、実行委員会事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 1 2 日から施行する。